

瀬戸市学校跡地運動施設地域開放利用団体登録要件

1 瀬戸市学校跡地運動施設地域開放利用登録団体の登録要件

令和2年度3月末日の深川・祖母懐・道泉・東明・古瀬戸小学校の閉校に伴い、瀬戸市学校跡地運動施設地域開放利用登録団体要件を以下のように定める。

- (1) 団体の構成員は、スポーツ・文化活動の団体でおおむね10人以上でスポーツ保険と損害賠償保険に加入している団体であること。また、団体の登録者のうち5割以上の団員が地区内の住人であること。
※令和6年度学校跡地連絡会で検討した結果、令和7年度登録から5割に変更。
- (2) 地区とは、旧小学校区とする。
- (3) 代表者（使用責任者）及び副代表者は成人で地区内住人であること。
- (4) 構成員全員がスポーツ安全保険及び施設賠償保険（これに類するもの）に加入していること。また、利用団体が利用施設を破損した場合は、速やかにスポーツ課に連絡をし、実費で修理をする。
- (5) 跡地施設の利用にあたっては、地元自治会・公民館行事を最優先とする。上記の要件に該当する登録団体は、自治会・公民館行事等で利用しない日を利用できる。
- (6) 跡地施設を利用する団体の代表者は、年3回の旧小学校区の跡地施設地区運営委員会へ必ず出席し、4ヶ月ごとの施設利用割当を決定する。
- (7) 施設の鍵の管理は、地区内の公民館および瀬戸市体育館で管理をする。利用団体は、利用前に公民館で鍵を受け取り、利用後に公民館へ返却する。地区の公民館で鍵の管理をしない地区に限り、利用団体の代表者が鍵の管理をする。
- (8) 利用団体から照明使用料を徴収する。（利用料金：1時間210円）ただし、地区的自治会・公民館等の行事で使用する場合は、使用料を免除する。（照明使用料は、事前に瀬戸市体育館窓口で照明利用シールを購入し、学校体育施設利用許可書に添付する。）
- (9) 利用団体は、学校跡地利用施設利用申請書・許可書（学校体育施設利用申請書・許可書を代用する）に所定の内容を記入し、地区運営委員長に申請書を瀬戸市スポーツ課に許可書を提出する。
- (10) その他、使用許可条件を厳守すること。なお、許可条件や登録要件を満たさないことが明らかになった場合は、即時、登録を取り消すものとする。